

議案第101号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する
条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所へ引き継ぐ職員の範囲を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例（平成 年大阪市条例第 号）による廃止前の大坂市立環境科学研究所条例（昭和49年大阪市条例第76号）第1条に規定する大阪市立環境科学研究所とする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所へ引き継ぐ職員の範囲を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

（職員の引継ぎ等）

第59条 省 略

2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。